

# 入管収容の問題点

講演会

## カメルーン人入管収容施設内死亡事件 国家賠償請求訴訟から考える

2013年10月に成田空港に到着し、上陸が許可されずに東日本入国管理センター(茨城県牛久市)に収容されていたカメルーン人の男性が、2014年3月30日、救急搬送先の病院で亡くなりました。その責任をめぐり、国家賠償請求訴訟が提起されています。

水戸地方裁判所は2022年9月16日、体調不良を訴えて医師の診察を受け、職員による24時間の健康観察対象とされていた最中に、30分以上にわたり苦しげな様子を見せて死にそうであると訴え続け、さらに胸部の痛みを直接訴えた状況では、命にかかわるような重篤な病状である可能性があるから、救急搬送を要請して医療機関に救急搬送すべき注意義務があったとして、救急搬送を要請しなかった過失を認めました。その上で、国に対して慰謝料150万円と弁護士費用15万円の支払いを命じました。判決を不服として双方が控訴しましたが、2024年5月16日の判決で東京高等裁判所は一審判決の結論を支持しました。現在、最高裁判所で上告審が行われています。

今回は、代理人をしている弁護士の児玉晃一さんにお越しいただき、この死亡事件を中心に、入管収容の問題点についてお話しいたします。

### 講師 児玉 晃一 氏 (こだま・こういち)

弁護士(東京弁護士会)。マイルストーン総合法律事務所代表。1994年より弁護士として、刑事事件や入管・難民事件に多く関わる。近著に『2023年改定入管法解説』(現代人文社2024)。

日時 2024年9月20日(金) 18:30~20:30

場所 名古屋国際センター(NIC) 4階 第三研修室  
〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1  
名古屋市営地下鉄桜通線「国際センター」駅直結  
※オンライン配信は行わず、会場参加のみとなります。

定員 40名

費用 参加費のみ:500円  
名古屋難民支援室の難民支援活動へご寄付いただける方:3,500円~  
当日現金でお支払いください。

申込 QRコードより、お申し込みフォームにご入力ください  
当日正午まで。定員になり次第締め切ります。

主催 名古屋難民弁護団  
特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

お問い合わせ:info@door-to-asylum.jp  
※本件に関するお問い合わせは、メールにてお願いします。

